

返戻金制度について

当社が求人事業者に対して紹介した採用決定者が、入社日から6ヶ月以内に採用決定者の自己都合により、退職、過失等による懲戒解雇になった場合は、次のとおり紹介料金を返還致します。ただし、雇用者の責めによる解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとします。

3ヶ月以内の場合、料金の50%（別途消費税を加算）

6ヶ月以内の場合、料金の30%（別途消費税を加算）

許可番号 26-ユ-300526

株式会社ウエダ本社

代表取締役 岡村充泰

京都市下京区五条通堺町角塩竈町 363